

報告第二号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した杉並区長等の給料の特例に関する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十八日、杉並区長等の給料の特例に関する条例を次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十二年五月三十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区条例第十五号

杉並区長等の給料の特例に関する条例

区長及び環境清掃部を担任する副区長の給料の月額は、この条例の施行の日から平成二十二年五月二十七日までの期間に係るものに限り、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十三年杉並区条例第十五号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に規定する月額からその百分の五に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。